

入 札 説 明 書

令和 8 年 2 月 1 0 日さいたま市告示第 2 5 7 号により公告した「さいたま市見沼グリーンセンター管理清掃業務」の一般競争入札による案件の入札については関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。さいたま市契約規則（平成 1 3 年さいたま市規則第 6 6 号）及び関係書類等を熟知のうえ、入札に参加すること。

1 業務概要 業務委託仕様書のとおり

2 業務委託仕様書の交付

業務委託仕様書は、入札説明書と一緒に交付するものとする。

ア 交付場所

さいたま市北区見沼 2－9 4 さいたま市経済局農業政策部見沼グリーンセンター

イ 交付期間

令和 8 年 2 月 1 6 日（月）から令和 8 年 2 月 2 7 日（金）まで

3 業務委託仕様書に関する質問

業務委託仕様書に関する質問のある場合は、さいたま市ホームページから質問書をダウンロードし、必要事項を記載の上、次のとおり提出すること。

（1）提出先

2 アに同じ

（2）受付期間

令和 8 年 2 月 1 6 日（月）から令和 8 年 2 月 2 7 日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 2 号）第 1 条第 1 項に規定する休日（以下、「土日休日」という。）を除く午前 9 時から午後 5 時まで）

（3）提出方法

持参又は電子メール

電子メールアドレス minuma-green-center@city.saitama.lg.jp

なお、電子メールにより提出した者は、提出後速やかに、その旨を提出先に電話で連絡すること。

電話 0 4 8（6 6 4）5 9 1 5

（4）質問に対する回答について

一般競争入札参加申込兼資格確認申請者の共通認識とするため、競争入札参加資格確認結果通知書交付時に全質問について通知する。

4 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

（1）入札参加資格のない者がした入札

（2）入札者の記名押印若しくは記載すべき事項の記載のない入札又は記入事項若しくは印影の判読できない入札

- (3) 記載事項(金額を除く。)の訂正、削除、挿入等をした場合において、その訂正印のない入札
- (4) 同一入札について入札者又はその代理人が2以上の入札をしたときは、その全部の入札
- (5) 同一入札について入札者及びその代理人がそれぞれ入札したときは、その双方の入札
- (6) 明らかに連合によると認められる入札
- (7) 金額を訂正した入札書による入札
- (8) 電報、電話、ファクシミリ及び入札場所以外に持参された入札書による入札
- (9) 虚偽の一般競争入札参加申込兼資格確認申請書を提出した者がした入札
- (10) 最低制限価格に満たない入札
- (11) 受領期限までに到達しなかった入札書による入札
- (12) 令和8年2月10日さいたま市告示第257号の7(2)及び入札説明書に規定した方法によらずに送付された入札書による入札
- (13) 鉛筆等の容易に消去可能な筆記用具を使用して記入した入札書による入札

5 入札手続き等について

(1) 入札日時

令和8年3月12日(木) 午前10時00分

(2) 入札場所

さいたま市北区見沼2-9-4 さいたま市経済局農業政策部見沼グリーンセンター大会議室

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先

郵送により入札書を提出する場合は、令和8年3月10日(火)までに書留郵便(簡易書留郵便を含む)により二重封筒を用いて提出すること。内封筒には入札書を封入の上、件名、開札日時及び入札参加者名を記載し封かんする。封かんした内封筒を郵送用の外封筒に封入し送付する。外封筒には宛名を「さいたま市経済局農業政策部見沼グリーンセンター管理係」とし、表側に「入札書在中」と朱書きするとともに、入札参加者の住所、名称(法人にあっては法人名)を記載しなければならない。送付先は2アに同じ。

(4) 再度入札

初度入札において落札者がいないときは、初度入札の開札結果発表後、当該入札場所において直ちに再度入札を行う。ただし、郵送による入札書提出者においては、再度入札に参加することができない。また、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。再度入札は1回限りとする。再度入札で不調になった場合には、地方自治法施行令167条の2第1項第8号の規程に基づく随意契約とし、見積合わせを実施する。

(5) くじ

落札とすべき同額の入札が複数あるときは、当該入札をした入札参加者にまず落札者を決定するくじを引く順序を決めるくじを引かせ、その結果により落札者を決定するくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを引くことを辞退できない。入札参加者が開札場所にいないとき又はくじを引かないときは、これに代わって当該入札の執行立会人にくじを引かせる。

6 入札及び開札に立会う者に関する事項

- (1) 入札及び開札に立会う者は、入札者又はその代理人とし、1名のみ入札場所へ入場できる。

- (2) 代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札に関する権限の委任を受けなければならない。(開札前に委任状を提出すること。)
- (3) 入札及び開札時には、必ず携帯電話の電源を切ること。
- (4) 入札者又はその代理人は、入札場所へ入場するときに、競争入札参加資格確認結果通知書の提示を求めることがあるので、必ず持参すること。

7 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出に関する事項

(1) 提出期間

令和8年2月16日(月)から令和8年2月27日(金)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日(以下「休日」という。)を除く午前9時から午後5時まで)

(2) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の登録証明書の写し

- (3) 提出された一般競争入札参加申込兼資格確認申請書及び添付書類は返却しない。

8 入札保証金に関する事項

入札保証金の免除を希望する者は、一般競争入札参加申込兼資格確認申請書と共に、以下の書類を提出すること。

(1) 入札保証金免除申請書

- (2) 令和5年4月1日以降に契約を締結した官公庁における同種、または同規模程度以上の契約書の写し及び誠実に履行したことを証する書類(検査結果通知書等)の写し(2回分)

9 当該業務を担当する部局の名称及び所在地

〒331-0803

さいたま市北区見沼2-9-4

さいたま市経済局農業政策部見沼グリーンセンター

Tel 048(664)5915

10 その他の注意事項

- (1) 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)に基づく協業組合で、本入札に参加する者は、組合員の名簿を提出すること。

(2) 契約手続等

地方自治法第234条の3に基づく、長期継続契約により契約を締結する。従って、当該契約を締結した会計年度の翌年度以降のさいたま市歳出予算における当該契約金額に基づく予算措置がなされない場合は、本契約を変更又は解除する場合がある。